

令和 6 年 5 月 15 日開会

令和 6 年 5 月

市議会臨時会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 1 号	専決処分の報告（令和5年度寝屋川市一般会計補正予算（第12号））	別冊
報 告 第 2 号	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
報 告 第 3 号	専決処分の報告（令和6年度寝屋川市一般会計補正予算（第1号））	別冊
議 案 第 34 号	令和6年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議 案 第 35 号	有功者の選定	17

専 決 処 分 の 報 告

寝屋川市税条例の一部改正について、別紙のとおり令和 6 年 3 月 30 日専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 15 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

専決第 5 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 30 日専決

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 12 号

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 81 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 123 条の 2 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 123 条の 2 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 6 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 21 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該

損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第 21 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 29 条第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 30 条第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第 7 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附則第 11 条の 3 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 11 条の 4 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 18,050,000 円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 11 条の 6 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 22 条、第 24 条から第 26 条まで、附則第 6 条第 2 項、附則第 10 条第 1 項、附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項、前条及び附則第 12 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 24 条の 2 第 2 項、第 45 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 24 条の 2 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」

と、第 45 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 11 条の 4 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第 11 条の 4 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 11 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 35 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 34 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第34条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第34条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第11条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定に

より特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第11条の4第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に

相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別

税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の6第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1

項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第45条の5第2項の規定により読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に

係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 11 条の 6 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和 6 年度分の個人の市民税につき第 45 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 11 条の 7 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 22 条、第 24 条から第 26 条まで、附則第 6 条第 2 項、附則第 10 条第 1 項、附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項、附則第 11 条の 3 及び附則第 12 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 14 条第 14 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同条中第 21 項を削り、同条第 22 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を同条第 21 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同項を同条第 22 項とし、同条第 24 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同項を同条第 23 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 24 項とし、同条第 26 項を同条第 25 項とし、同条第 27 項を同条第 26 項とする。

附則第 15 条第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改

め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 16 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 5 項」を「附則第 19 条の 3 第 4 項」に改める。

附則第 17 条の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 18 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 20 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 21 条第 4 項を削る。

附則第 22 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 24 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 25 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 27 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 29 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和

6 年法律第 4 号) 附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 32 条第 1 項中「附則第 24 条第 1 項、第 2 項」を「附則第 24 条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 42 項若しくは第 45 項」に改める。

附則第 33 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 36 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 38 条の 2 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 38 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 39 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 39 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 40 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 40 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 43 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 43 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 44 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 44 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 49 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 49 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 50 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 50 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 50 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 50 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 51 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 51 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 51 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 4 及び附則第 11 条の 7 の規定の適用については、附則第 11 条の 4 第 1 項及び附則第 11 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 51 条第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寝屋川市税条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税

又は都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

有功者の選定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和6年5月15日提出

寢屋川市長 広瀬 慶輔

住 所 [REDACTED]
氏 名 友 井 芙美子 (ともい ふみこ)
生年月日 [REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
 氏 名 友 井 芙美子 (ともい ふみこ)
 生 年 月 日 [REDACTED]
 年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

寝屋川更生保護女性会会員 22 年 1 月

寝屋川更生保護女性会会長 11 年 1 月

功 績 内 容

平成 13 年 4 月から 22 年余りの長きにわたり、寝屋川更生保護女性会会員として、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための様々な啓発活動を行うとともに、犯罪や非行に陥った人々の更生に尽力した。特に、平成 24 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 1 日まで寝屋川更生保護女性会会長として、本市更生保護事業、青少年の保護育成並びに非行防止に貢献をした。

職 名	在 職 期 間
寝屋川更生保護女性会会員	平成 13 年 4 月 1 日～令和 5 年 5 月 1 日
寝屋川更生保護女性会会長	平成 24 年 4 月 1 日～令和 5 年 5 月 1 日

(参考)

職 名	在 職 期 間
人権擁護委員	平成 10 年 4 月 1 日～現在に至る